

生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会(第4回)検討結果

<p>各市町条例 (1) 住民自治協議会等</p>	
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において市民自治活動を行う組織を設置することができる。 市民自治活動を行う組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。 市は、市民自治活動を行う組織の活動に対して必要な支援を行うことができる。 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、市民自治活動を行う組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。 市は、事務事業の一部を市民自治活動を行う組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。 前各項に関することは、別に定める。</p> <p>【基本構想原案】 一定のまとまりのある地域における市民自治活動を行う組織に関して、当該組織の設置や責務及び当該組織に対する市の関わりを規定する。</p> <p>【基本構想案】 一定のまとまりのある地域において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織に関して、別に定めるところにより、当該組織を設置できることやその責務及び当該組織に対する配慮や支援等の市の関わりを規定する。</p>
<p>各市町条例 (2) 住民投票原則</p>	
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>【基本構想原案】 市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市長は、市政に関わる重要事項について、市民投票の制度を設けることができることを規定する。</p>

<p>各市町条例 (3) 住民投票要件</p>	
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。この場合において議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮しなければならない。 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市民の市民投票請求権、議会及び市長の市民投票発議権を規定する。 市民投票の請求、発議、投票資格及びその他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めること並びに市長は、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定する。</p>